

森林管理・環境保全直接支払制度の概要

我が国は、戦後の積極的な森林造成の結果、世界有数の森林国となっています。世界的に森林の減少が問題となっている一方、毎年8千万㎡ずつ森林資源が増え続けてます。この利用可能な森林資源を有効に活用するためには、森林施業の集約化や計画的な路網の整備をしつつ搬出間伐を進めていくことが重要です。

こうした中、平成23年度予算案に「森林管理・環境保全直接支払制度」を盛り込んでおり、森林・林業の再生に向けた新たな制度が動き始めます。

ねらい

これまでの森林整備事業では、施業の集約化に直接結びつかないものや、必ずしも計画的に行われないもの



のに対してもまんべんなく支援が行われてきました。このため、将来を見通した経営意識をもった効率的な施業に結びついてこなかった面があります。

森林管理・環境保全直接支払制度

では、小規模な所有者の森林を集約化し、路網整備と搬出間伐を一体的に進め、持続的な森林経営の実現を目指します。

併せて、人材の育成や木材需要の拡大を進めていくことで、将来的に

は、搬出間伐の低コスト化と間伐収入が相まって自立した間伐が可能になることを目指します。

こうした取組により、新成長戦略に掲げられている木材自給率50%の達成を目指します。

直接支払の 支援対象者

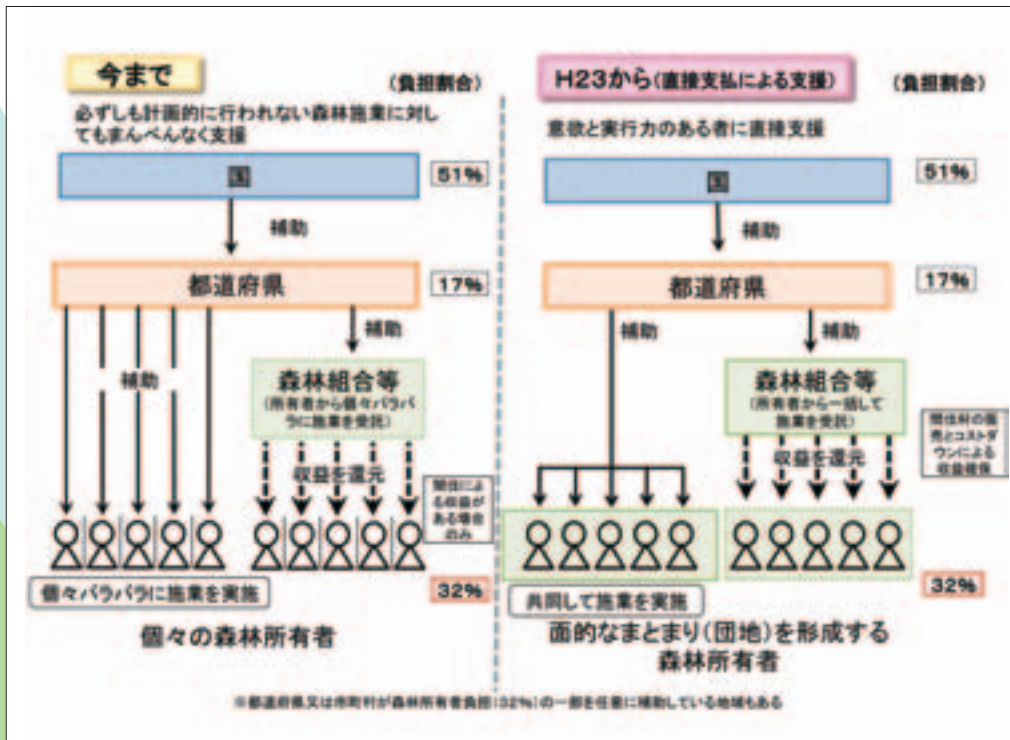
直接支払制度では、これまでの個々

の施業へ網羅的に助成する方式から、集約化し計画的な施業を行う者に限定した支援に転換します。具体的には、新しい計画制度の森林経営計画（仮称）の作成者が支援対象になります。（平成23年度は現行の森林施業計

画の作成者等を対象にします。）また、集約化に必要な境界の明確化や合意形成などの取組に対し、施業集約化促進対策を創設して支援します。

搬出間伐への 支援に限定

搬出間伐の推進には、低コスト作業システムの定着が必要です。丈夫で簡易な森林作業道を開設し、高性能林業機械を活用することで、コストを低減することが重要です。



H23から

- ・森林経営計画(仮称)(※)の区域内で、**一定量(間伐実施面積1ヘクタール当たり平均10m³以上)**の間伐材を搬出している場合に支援
(※H23年度は森林施業計画)
- ・間伐材の搬出材積に応じて標準単価を設定
- ・森林作業道の計画的な整備を要件化



この際、搬出材積に応じて助成単価を設定することとし、間伐材をたくさん出せば出すほど、搬出材積に見合った助成を得られるようになります。併せて、丈夫で簡易な森林作業道の計画的な整備も条件にし、次回間伐に向けた基盤づくりをしつかり行います。